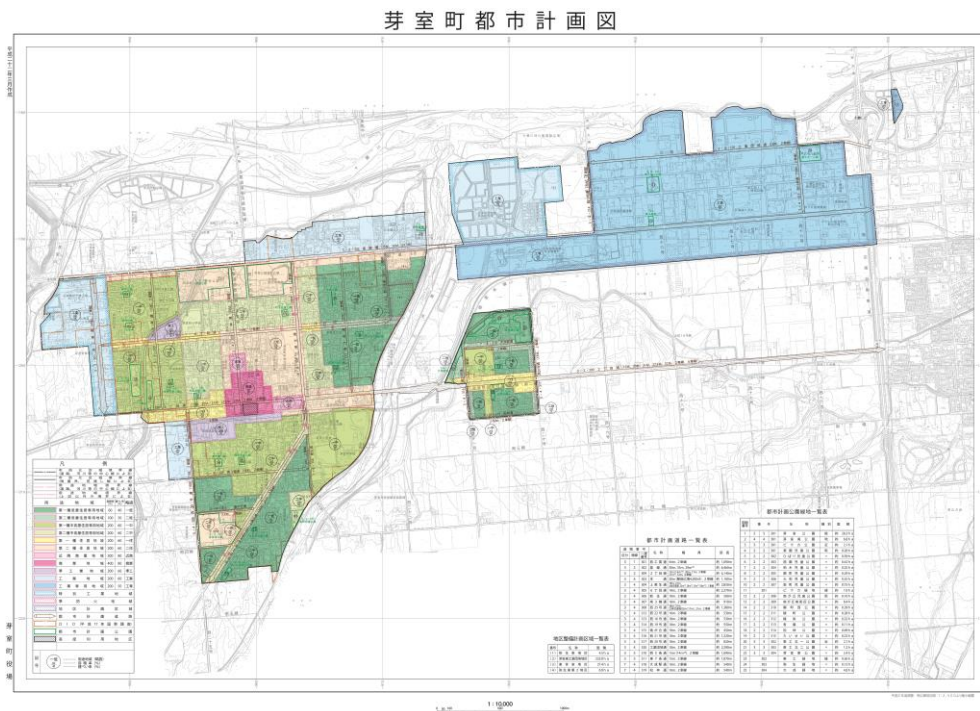


芽室町の都市計画に関する基本的な方針  
芽室町都市計画マスタープラン

2019年3月 改訂

芽室町

## 都市計画って本当に必要なの？



この地図には地域ごとに色が塗ってあります。

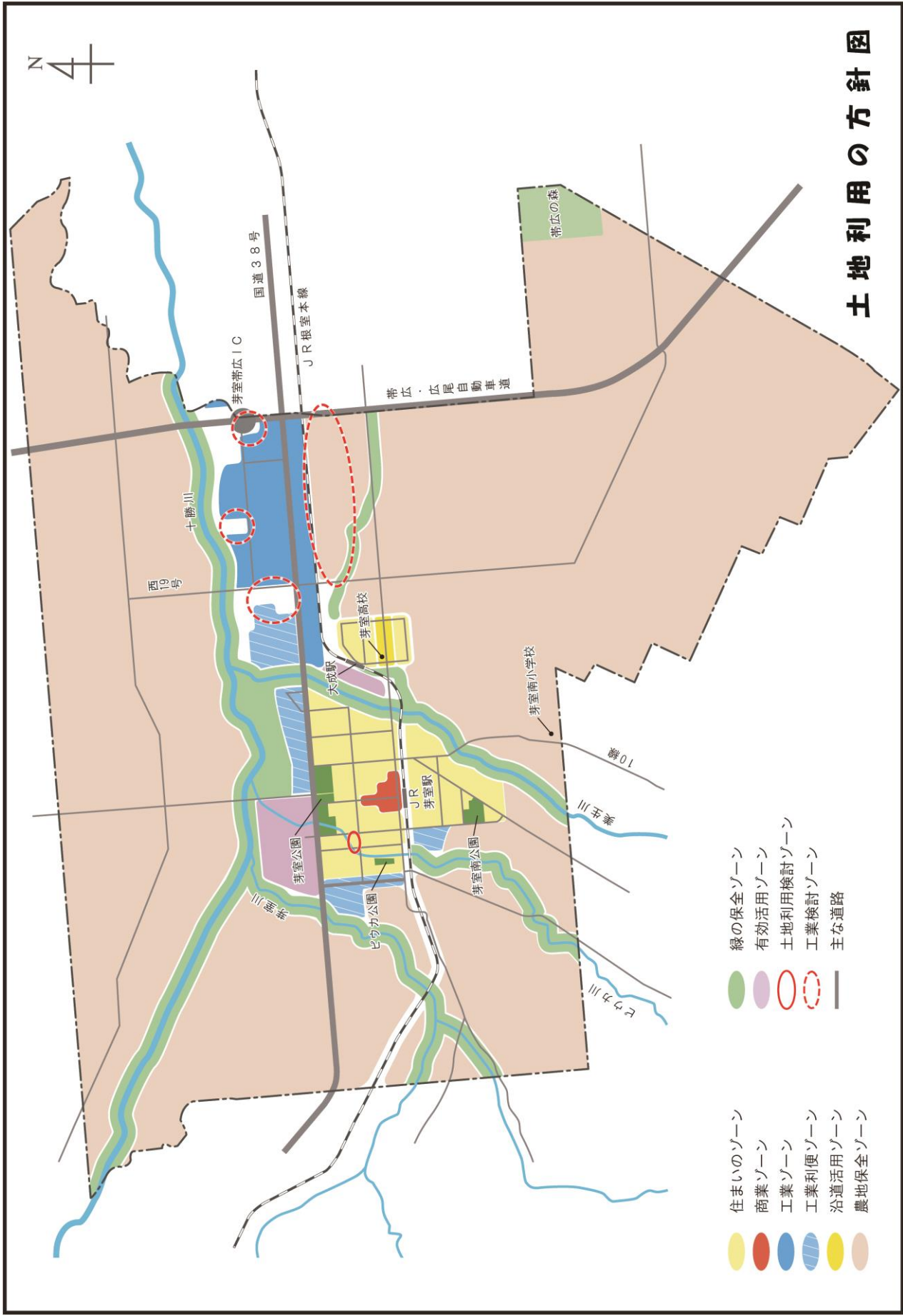
「ここは住宅を建てるゾーン」・「ここはお店」・「ここは工場」など、建物を建てる時のルールが定めてあり、この地図を「都市計画図」といいます。

主な色分けで見ると、緑色の部分は住宅が中心のゾーン、赤い色はお店など、青色は工場などが建てられるゾーンです。

また、色が付いている部分全体を「市街化区域」、それ以外は「市街化調整区域」といいます。

- 市街化区域 : 建物を建ててもいい場所（開発を促進する地区）
- 市街化調整区域 : 基本的に建物は建てられない場所（開発を抑制する地区）

# 土地利用の方針図



- 住まいのゾーン
- 商業ゾーン
- 工業ゾーン
- 工業利用ゾーン
- 沿道活用ゾーン
- 農地保全ゾーン

- 緑の保全ゾーン
- 有効活用ゾーン
- 土地利用検討ゾーン
- 工業検討ゾーン
- 主な道路



## 1 「市街化区域の編入」とは

(1) 「市街化調整区域」を「市街化区域」に変更すること。

イメージ図



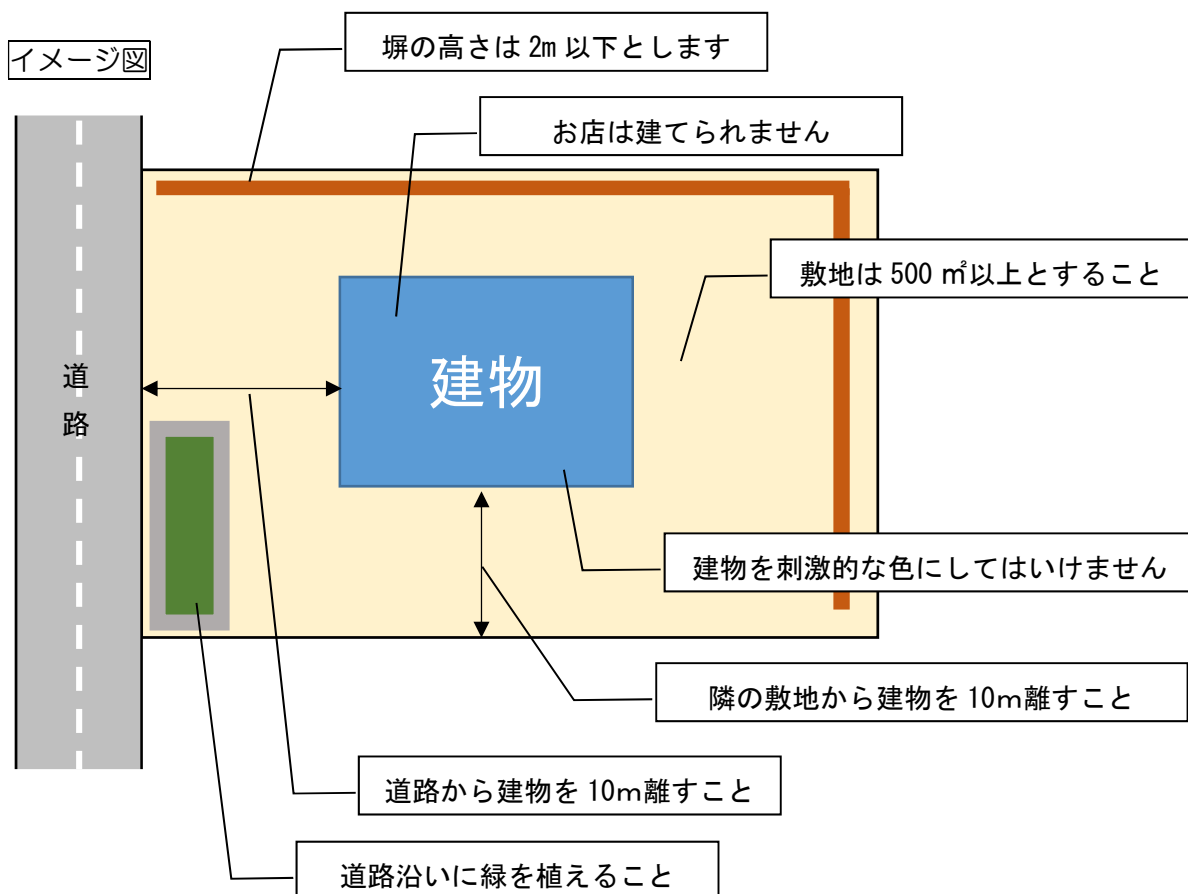
「市街化調整区域」を「市街化区域」に変更することにより、建物が建てられるようになる。

(2) 決定までの流れ ※北海道が決定する

- ① 北海道と下協議
- ② 帯広圏（帯広市・音更町・幕別町）素案検討
- ③ 道庁関係課・農水省・国交省協議 ※3回行う
- ④ 予備審査（北海道都市計画審議会）
- ⑤ 幹事会（北海道都市計画審議会）
- ⑥ 国交省協議
- ⑦ 市町村意見聴取
- ⑧ 案の縦覧
- ⑨ 本審査（北海道都市計画審議会）
- ⑩ 告示・決定

## 2 「地区計画」とは

- (1) ある一定のまとまりをもった「地区」を対象に、その地区の実情にあったよりきめ細かい規制を行う制度。



- (2) 決定までの流れ ※芽室町が決定する

- ① 北海道と下協議
- ② 地権者意見聴取
- ③ 予備審査（芽室町都市計画審議会）
- ④ 帯広圏（帯広市・音更町・幕別町）意見聴取
- ⑤ 公告・縦覧
- ⑥ 本審査（芽室町都市計画審議会）
- ⑦ 知事協議
- ⑧ 公告・縦覧
- ⑨ 条例改正・地区計画決定